

令和5年第5回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和5年4月19日(水)
14時40分～15時35分

出席委員

教 育 長	安 原 敏 光
教育長職務代理者	長谷川 武 司
委 員	高 橋 正 明
委 員	田 原 知 江
委 員	小 野 武 也

事 務 局

教育部長	木 村 敏 男
次長兼教育振興課長	石 原 洋
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興課長	平 田 潔
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	大 村 寿 行
書記 教育振興課主事	峰 松 沙 那

議	題
三教委議第11号	三原市教育委員会会議規則の一部改正について（公開）
三教委議第12号	三原市立幼稚園預かり保育実施規則の制定について（公開）
三教委議第13号	三原市教育委員会職員の勤務時間及び休暇等の特例に関する規程の一部改正について（公開）
三教委議第14号	三原市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第15号	三原市学校給食共同調理場運営委員会委員の任命について（非公開）
三教委議第16号	令和5年度三原市立小学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第17号	令和5年度三原市就学指導委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第18号	令和5年度三原市就学指導委員会委員の任命について（非公開）
三教委議第19号	スポーツ推進委員の委嘱について（非公開）
三教委議第20号	三原市芸術文化センター運営協議会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第21号	三原市文化財保護審議会委員の委嘱について（非公開）
三教委報第7号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第8号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 令和5年第5回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は田原委員と小野委員に願います。

それでは、令和5年第3回定例教育委員会会議及び同年第4回臨時教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記（令和5年第3回定例教育委員会会議及び同年第4回臨時教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）

安原教育長 議事録を承認してよろしいか。

（一同承認）

安原教育長 議事録の承認については、以上である。

安原教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第11号」から「三教委議第13号」までを公開とし、それ以外は人事案件等であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の進め方については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

（一同承認）

安原教育長 それではそのように取り扱う。それでは「三教委議第11号」について、事務局から説明願う。

石原次長兼教育振興課長 9ページ三教委議第11号「三原市教育委員会会議規則の一部改正について」説明します。三原市教育委員会会議規則（平成17年三原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。第2条第2項中「第3水曜日」を「第4水曜日」に改める。この規則は、令和5年6月1日から施行します。提案理由は、定例会の開催日を変更するため、この案を提出するものです。教育委員の方から、現行会議日程だと調整が非常に難しいという声を複数いただいたため、今後の日程調整をしやすくするという判断の中で、規則を改正するものです。10ページには、新旧の対照表を載せています。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

（なし）

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第11号」について原案どおり可決することに異議はないか。

（なし）

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第11号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第12号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 11ページ三教委議第12号「三原市立幼稚園預かり保育実施規則の制定について」説明します。提案理由は、三原市立南幼稚園における預かり保育の実施に伴い、必要な事項を定めるため、この案を提出するものです。主だったものの説明になりますが、第2条で実施施設として、三原市立南幼稚園を規定しています。第3条の対象者において、対象者は教育を受ける園児、いわゆる在園児としています。第4条で休業を規定し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末

年始の休業としています。続いて、12ページの第5条に実施時間を規定し、実施時間は教育課程に係る教育時間を終了したときから午後6時までとしています。現行では、幼稚園が午後2時に終了しています。午後2時以降の午後6時までが実施時間になります。長期休業期間においては、午前9時から午後6時までとしています。第7条に費用負担を規定し、預かり保育のほかに、おやつ代として、園児1人につき1日あたり50円を負担していただくこととしています。この規則は、令和5年5月1日から施行します。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

長谷川委員 預かり保育について、私立の施設との差異や特徴的なものはあるのか。

石原次長兼教育振興課長 この預かり保育に関しては、内容に大きな違いはないと考えます。三原市においては、公立の保育施設とのバランスや私立の施設との過度な競争にならないよう配慮しており、保育の内容については大きな違いはないと考えます。

高橋委員 預かり保育を実施することは、昨今の保護者のニーズに沿った措置であり、大変良いことだと考える。今後子ども達が安心安全に生活できるように、さらに充実させていきたい。

小野委員 預かり保育の時間について、参考に他県の状況でもいいが、夜遅くまでおこなっている施設はあるのか。

石原次長兼教育振興課長 インターネット上で調べたものですが、私立の幼稚園での預かり保育では、午後6時以降も行っている施設が多くあります。公立に関しては、調べた中では同様の午後6時までの時間帯が多かったように見受けられました。中には午後5時までや午後4時までといったところもありました。

安原教育長 そのほか、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第12号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第12号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第13号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 16ページ三教委議第13号「三原市教育委員会職員の勤務時間及び休暇等の特例に関する規程の一部改正について」説明します。提案理由は、三原市立南幼稚園において預かり保育を実施することに伴い、幼稚園職員の勤務時間について必要な事項を定めるため、この案を提出するものです。午後6時まで幼稚園を開園していることから、園の安全な管理運営のために、勤務時間を変えることでしっかりと安全な運営をしていくためのシフトを作成しています。1つ目の勤務時間が、午前8時15分から午後4時45分まで、2つ目が午前8時半から午後5時まで、3つ目が午前9時半から午後6時までとなります。この規程は、令和5年5月1日から施行します。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第13号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第13号」は原案どおり可決された。それでは、ここから非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で第5回定例教育委員会会議を終了する。

15時35分 教育委員会会議終了
傍聴者1名

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____